

○茨城県統計条例施行規則

平成21年3月2日
茨城県規則第4号

茨城県統計条例施行規則を次のように定める。

茨城県統計条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県統計条例（平成20年茨城県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県基幹統計に関する公表事項)

第2条 条例第4条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 統計調査以外の方法により県基幹統計を作成した場合 当該県基幹統計の目的、作成の方法、当該県基幹統計における用語の定義その他の当該県基幹統計の利用に際し参考となるべき事項
- (2) 統計調査の方法により県基幹統計を作成した場合 当該県基幹統計の目的、統計調査の方法により作成された旨、当該統計調査に関し次に掲げる事項、当該県基幹統計における用語の定義その他の当該県基幹統計の利用に際し参考となるべき事項
 - ア 調査対象の範囲
 - イ 調査事項及びその基準とした期日又は期間
 - ウ 調査方法

(県基幹統計調査であること等の明示)

第3条 知事は、県基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査に係る統計が県基幹統計に該当することを示す事実並びに当該調査について条例第6条及び第8条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

(立入検査の証明書)

第4条 条例第8条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(県一般統計調査の結果に関する公表事項)

第5条 第2条（第1号を除く。）の規定は、条例第12条第2項の規則で定める事項について準用する。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第6条 条例第14条第1号の規則で定める者は、会計検査院，独立行政法人，地方独立行政法人，地方住宅供給公社，地方道路公社及び土地開発公社並びに統計法施行令（平成20年政令第334号）第1条に規定する法人とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第7条 条例第14条第2号の規則で定める統計の作成等は，次に掲げる統計の作成等であつて，調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- (1) 国の行政機関，他の地方公共団体又は前条に規定する者（次号において「公的機関」と総称する。）が，これらの者以外の者に委託し，又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- (3) 知事等，国の行政機関の長又は他の地方公共団体の長その他の執行機関が，その政策の企画，立案，実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

付 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

(表面)

第 号	
茨城県統計条例第8条の規定による立入検査証	
写 真	県基幹統計調査の名称 職名及び氏名 生年月日 年 月 日
	上記の者は，茨城県統計条例第8条の規定により，立入検査をすることができる者であることを証明します。
	有効期限 年 月 日
年 月 日	茨城県知事 印

(裏面)

茨城県統計条例（平成 20 年茨城県条例第 45 号）（抄）

第 8 条 知事は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(3) 第 8 条第 1 項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。